

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

垂水市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 垂水市地域

(1) 現況

本地域の地形は、東部の高隈山系を中心とする山岳地域、その麓から海岸線まで広がるシラス台地及び海岸線や諸河川流域の沖積平野に分かれている。

本市の農業は、この温暖な気候を活かした園芸、畜産を中心とする複合経営が中心となっており、ビニルハウスを利用したインゲン、メロンなどの施設野菜やキヌサヤ等の露地野菜が盛んとなっている。

一方、本地域では農村の過疎化・混住化及び農業従事者の高齢化の進行に伴い今後は多面的機能の維持に支障が生じる可能性がある。また、山間部等では、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。さらに、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図り、自然環境の保全に資するため環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）により、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	垂水市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要とみとめる事項

(1) 推進組織への参画

基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

① 対象地区及び対象農用地の指定

交付金の対象地区及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（市全域）

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（市全域）

(ウ) 半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（市全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上 1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 鹿児島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2) 集落協定の共通事項

- ① 集落の農用地が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- ② 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の将来を担っていく者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4) その他必要な事項

- ① 現に自然災害を受けている農用地については、復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。
- ② 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。